

平成32年4月1日から**重大**な  
**消防法令違反**の建物を  
ホームページで**公表**します

・**公表の対象となる建物**

飲食店、店舗、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する施設。

・**公表の対象となる違反**



屋内消火栓設備の未設置



スプリンクラー設備の未設置



自動火災報知設備の未設置

・**公表する内容**

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容 ④その他必要な事項

・**公表の方法**

蓮田市ホームページへ掲載します。

・**公表の時期は**

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表し、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

問合せ先

蓮田市消防本部【予防課予防係】蓮田市閏戸178-1  
TEL048-768-1109

蓮田市ホームページ【URL・QRコード】

<http://www.city.hasuda.saitama.jp/shobo/ihan.html>

